

特集!!市町村合併 〈その19〉

問合先 市役所企画課企画担当
TEL 31 - 4502 FAX 22 - 4473
E-mail ku120501@city.kushiro.hokkaido.jp
URL http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/kikaku/gappei/

「釧路市・阿寒町・音別町」北海道知事に合併申請

第2回合併協議会開催

2月25日(金)、第2回合併協議会が開催されました。

協議会では、北海道との協議が終了した「新市建設計画」と合併後10年間の財政運営を推計した「財政計画」が承認されました。

また、第1回協議会で承認された合併協定の内容に基づき、「合併協定書」が示されました。

合併協議会は、合併時まで継続され、新市の市章の選定などの協議を行っていきます。

合併協定書に調印



平成17年3月3日(木)合併協定調印式

3月3日(木)、これまで行ってきた協議の内容を要約し、とりまとめた「合併協定書」の調印式が行われ、釧路支庁長立ち会いのもと、市長、阿寒町長、音別町長が協定書に調印しました。

合併関連議案を可決

3月15日(火)、釧路市議会2月定例会で、合併関連議案が可決されました。

合併関連議案は、3市町の合併について北海道知事に申請すること、3市町の財産をすべて新市に引き継ぐことなど、合併に必要な5つの議案となっており、阿寒町・音別町の町議会でも同じ議案が提案され、釧路市と同様、3月15日(火)に可決されました。

合併(廃置分合)の申請

それぞれのまちで合併関連議案が可決されたことから、3月23日(水)、北海道知事あてに合併の申請をしました。

合併の申請書は、3市町長が釧路支庁へ出向き、支庁長に手渡ししました。

今後、道議会での議決、総務省の告示を経て、平成17年10月11日に新生「釧路市」が誕生します。

釧路市の公金管理

～ペイオフ全面解禁に向け、公金管理方針を一部改正しました～

釧路市では、これまで「釧路市公金管理方針」に基づき、全額保護の普通預金の活用を柱として、公金の管理を行ってきました。しかし、4月1日からのペイオフ全面解禁に伴い、普通預金は定期預金などととも、元本1千万円とその利息までしか保護されないことになりました。今後は、全額保護される決済用預金(無利息型普通預金、当座預金、別段預金)の利用など、新たな保護対策を講じていく必要があります。そのため、公金管理方針を一部改正しました。

新しい公金保護 対策のポイント

市内部での資金融通による外部運用のリスクの軽減
決済用預金など預金保険制度の活用
預金と借入金との相殺

この3つの保護対策で保全しきれない公金については、金融機関の経営状況等を定期的に分析し、安全性の確保に努めます。

今後は、金利水準等金融情勢などを踏まえ、毎年度これらの公金の種類ごとに保護対策の基本を定めていきます。

平成17年度の保護対策の基本

市の公金	市の支払準備金としての歳計現金	➡	決済用預金など預金保険制度の活用
	各種制度融資の原資となる預託金		
	市の貯金にあたる基金	➡	市内部での資金融通

公金は市民の皆さんの貴重な財産であり、市では公金保護対策や公金の状況などについて、ホームページや広報くしろなどで定期的にお知らせしています。

問合先 市役所会計室 (TEL 31 - 4573)